

大津市職員(非常勤嘱託職員)採用選考募集案内

平成29年2月

大津市

大津市では、いじめ対策推進事業の一環として、市民部文化・青少年課いじめ対策推進室を設置し、相談調査専門員が専門的な見地からいじめにかかる相談対応、調査、調整、啓発等を行っています。今般、相談調査専門員として勤務する非常勤嘱託職員を募集します。

1. 募集内容・人数・主な職務内容

担当職務	募集人員	主な職務内容	任期	勤務先
相談調査専門員	若干名	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに係る相談、通報、情報提供に関すること ・いじめに係る調査や関係者との調整に関すること ・いじめに関する関係機関との連絡調整に関すること ・大津の子どもをいじめから守る委員会(※2)との協議等に関すること ・いじめの防止等に係る啓発等に関すること(学校等における児童生徒を対象とした啓発を含む) 	1年 ※1	大津市役所 市民部 文化・青少年課 いじめ対策推進室

※1 任期については更新する可能性があります。

※2 大津市子どものいじめの防止に関する条例第14条に規定する大津の子どもを守る委員会。

2. 採用予定日 平成29年4月1日

3. 応募資格

次のすべての要件を満たす者

- (1) 採用日予定日時点で、教育、心理、福祉又は社会学に関する大学院修士課程を修了している、もしくは修了見込みの者
- (2) 採用日予定日時点で、子どもの相談や子どもの支援に関わるなど、子どもに対する対人援助の実務経験を、延べ2年以上有する者
- (2) 採用予定日時点で、普通自動車第一種運転免許取得後1年を経過している者
- (3) ワード、エクセルの基本操作ができる者
- (4) 地方公務員法第16条に定める次の欠格条項のいずれにも該当しない者
 - ① 成年被後見人又は被保佐人
 - ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ③ 大津市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ④ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - ⑤ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 応募手続き

(1) 受付期間

平成29年2月13日(月)から同年3月6日(月)午後5時(必着)まで。

直接持参する場合は、受付期間内の平日の午前9時から午後5時までの間、受け付けます。

郵送の場合は、平成29年3月6日（月）午後5時必着とします。

(2) 応募方法

直接持参又は郵送により下記の必要書類を提出してください。

(提出書類)

①応募書※

3ヵ月以内に撮影した上半身、脱帽、無背景、正面向きの写真(縦4cm×横3cm)を必ず貼り付けてください。

※受付期間中、大津市役所 別館2階 市民部 文化・青少年課 いじめ対策推進室で配布します。

また、大津市ホームページからもダウンロードいただけます。

②職務経歴書（様式は任意です）

5. 選考スケジュール

区分	方法	試験日	場所
選考	(個人) 面接試験 および パソコン操作の実技	平成29年3月8日(水)	大津市役所別館2階

※応募者には、選考時間等について別途平成29年3月6日（月）午後5時から午後7時までの間に電話連絡します。

6. 選考結果通知

選考結果の通知時期については、試験時にお知らせします。

7. 報酬等

報酬月額 333,000円

期末手当相当 6月(1.54月)、12月(1.64月)

通勤手当相当 上限月額26,000円

報酬、期末手当相当、通勤手当相当が支給されます。社会保険については、大津市で加入します。扶養手当、住宅手当、管理職手当、勤勉手当は支給されません。

期末手当相当の率については、平成29年度予算が議決されていないため現行(平成28年度額)としています。ただし、期末手当相当については、期間率により満額支給されない場合があります。

8. 勤務時間・休暇

(1) 勤務時間

週5日勤務(完全週休2日制)。午前9時から午後5時まで(うち休憩1時間)

※ただし、火曜日については次のいずれかとし、1月ごとにシフト表にて通知します。

①午前9時から午後5時まで

②正午から午後8時まで

(勤務を要しない日：土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで))

※ただし、状況に応じて時間外・休日勤務あり。

(2) 有給休暇

年次有給休暇 年間(4月1日から3月31日まで)20日

特別休暇 忌引き等

9. 問い合わせ・書類提出先

大津市市民部文化・青少年課いじめ対策推進室

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

電話:077-528-2826

メール:otsu1169@city.otsu.lg.jp